

令和4年1月18日

安全の手引き

在エクアドル日本国大使館

お子様をお持ちの皆様へのお知らせ

近年、国際結婚をした夫婦が離婚する際、一方が他方に無断で子供を日本に連れて帰る等の行為によるトラブルが多発しています。防犯とは関係ない場合も含めて、トラブル防止のため、こうした状況に関連するエクアドルの法律についてお知らせいたします。

未成年者が片方の親権者のみと出国する場合は、もう一方の親権者の許可が必要（第三者が依頼を受けて未成年者を出国させる場合には両親権者の許可が必要）となります。単に手続きを忘れただけの場合には問題になりませんが、例えば、離婚について調停中であるにもかかわらず、配偶者の許可を得ずに子供を国外に連れ出そうとした場合には、状況によってはたとえ子供が出国に同意していたとしても、未成年者略取の罪（刑法第543条懲役3年から6年の罪）に抵触する可能性があります。このような場合には予め弁護士に相談するなどの措置を講じて下さい。

【安全の手引き】

I	エクアドル在留邦人の皆様へ	P.	3
II	防犯の手引き	P.	4
1.	基本的心構え	P.	4
2.	一般的留意事項	P.	4
3.	住宅及び家族での安全対策	P.	4
	・ 住居の安全対策	P.	5
	・ 家族のための助言事項	P.	6
	・ 子供に対する特別予防警戒	P.	6
4.	自宅を離れる場合	P.	7
5.	電話に関する警戒	P.	7
6.	郵便物及び小包等の対策	P.	7
7.	外出時の安全対策	P.	8
8.	デモ等抗議活動	P.	12
9.	万一人質となった場合の対処方法	P.	12
10.	テロ（襲撃事案）に遭遇したら	P.	13
11.	自然災害対策	P.	14
III	緊急事態対処マニュアル	P.	15
1.	平素の心構えと準備	P.	15
2.	緊急事態発生時の行動	P.	18
	(別添)		
	緊急事態に備えてのチェック・リスト	P.	20
IV	最後に	P.	22

I エクアドル在留邦人の皆様へ

日本から約15,000km離れた地球の反対側、赤道直下に位置するここエクアドルには現在約330人の日本人が在留されています。日本とは、気候・風土・慣習が異なり、日本の常識が通じない事も各方面に存在します。

安全（犯罪発生率・抑止方策・自主防衛等）に対する考え方、また、反政府運動や、火山噴火などの自然災害等の緊急事態における治安当局等の政府の対応に関しても、日本とは異なります。

仕事等重要な使命を受けた場合も含めて、単身で、また家族と共に、エクアドルに在留される以上、「自分自身の安全は自分自身で」の大原則を念頭に日々の生活を送ることが大切になってきます。

当大使館では、「各種犯罪被害に遭う可能性を低くするため」また「反政府運動や天災等の緊急事態時に冷静に行動を起こし、これらの事態に巻き込まれる可能性を低くするため」に「安全の手引き」を作成しています。

ぜひ活用していただければ、幸いです。

在エクアドル日本国大使館

Ⅱ 防犯の手引き

1. 基本的心構え

エクアドルにおいて、一般的に、「日本人はお金持ち」と見られていて、金品を目的とした犯罪の対象となる場合があります。貧富の格差の激しい社会である事にも注意しなければなりません。多額の現金の入った財布を見知らぬ人の視野の中で出し入れしたり、他人に誇示するような形で高級品を身に付けたり、夜遅く暗い場所を歩いたりするなど、犯罪を誘発するような行為は、厳に慎むことが必要です。

常日頃から「自分自身の安全は自分自身で」という心構えが大切です。

2. 一般的留意事項

(1) 行動を察知されない

- ・ 通勤経路、時間、及び自宅を出発あるいは帰宅する時間を変化させる。

毎日、同一時間帯及び場所での行動も避ける。

(※行動の「パターン化」を避ける。)

- ・ 単独での外出や行動は避ける。人気のない裏道も避ける。
- ・ 連絡が出来る手段を確保しておく。

(※緊急時に備え携帯電話等を常に使用可能な状態にしておく。)

- ・ 身近な人に、何処に行くのか、誰に会うのか、いつ戻るのか等を伝えておく。

(2) 常に警戒する

- ・ 怪しい人、物、場所に対しては、警戒心を高めておく。
- ・ 徒歩・車両等で移動中、尾行されていると感じる事象に遭遇する場合には、直ちに安全な場所（警察署、より人目の多い場所）に移動する。
- ・ 尾行されるような経験をした場合には、必ず大使館に通報する。

3. 住宅及び家族での安全対策

家族全員が自分自身の安全を確保するためには、予め基本的な予防警戒訓練を行っておく必要があります。このマニュアルの記載事項に目を通され、家族全員が非常時にどのような行動をとるかを確認しておいて下さい。殆どの予防警戒は単純で常識的なことですが、あらゆる犯罪行為から身を守る基本的な手助けとなります。

住居の安全対策

(1) 住宅外部

- ・住居の外壁や郵便受け箱等に、名前や電話番号を明示しない。
(※日本人であること、子供が居ること等が、判明する。)
- ・照明は極力明るくする。
(※犯罪者は、照明等の明かりを嫌がる。)
- ・隠れる場所をなくすために草木を手入れする。
(※電気、水道メーター検針設置場所等の死角となる場所への対応)

(2) 理想とされる出入口の装備

- ・デッドボルトロック（バネによらずノブ又はキーを回して動く錠前用差し金）付きの頑丈なドア。
(※2重ロック式、チェーン付、覗き窓付が好ましい。)
- ・1階（地上階）窓ガラスには、全て鉄格子を設置する。
(※侵入困難な造りにする。)

(3) 理想とされる内部の機能及び装備

- ・アラーム及びインター・コミュニケーション・システム
(※犯罪者は、アラーム等の音響を嫌がる。)
- ・消火装置
(※火災時の迅速な措置)
- ・医療・救急処置備品
(※負傷時の迅速な措置)

(4) その他の推奨機能、備品

- ・外部から住居入口への接近路を見渡せるようにする。
- ・住居に至る通路が複数ある。
- ・人が登り降り出来ない程度の高い外壁又はフェンス、更には高電圧鉄線を設置する。
(※侵入・逃走共に困難な環境にする。)

家族のための助言事項

- ・ 自宅の鍵を必要以上に保持しない。
（※本数の把握を）
- ・ 鍵の紛失、盗難に遭った時、或いは前住人の後に入居した時には、全ての鍵を取り替える。
- ・ 夜間は、ガレージ等の屋外施設等を含め、全ての入口のドア及び窓等の施錠を行う。
- ・ 在宅中でも必ず施錠を行う。
- ・ 郵便物等のように名前が書かれてあるものは、必ず細断或いはそれらが読み取れないように措置して廃棄する。
- ・ 常時、最新情報の入手に心がけ警戒心を高めておく。
- ・ 電気や水道検針員等の行動に用心する。
（※検針員を装い犯行準備を行う場合がある。）
- ・ 自宅周辺に駐車或いは徘徊している不審者（車）の特徴を記録する。
- ・ 不審だと感じる動向を察知した場合には、直ちに警察に通報すると共に、大使館に連絡する。
（※異常を感じたら先手、先手の対応を）

子供に対する特別予防警戒

- ・ 決して子供を付き添い無しで外出させない。
付添人は信頼できる者を付ける。
- ・ ドアと窓は常時施錠しておく。
- ・ 見知らぬ人を自宅内に入れない。
- ・ 非常の場合の警察、親の職場或いは知人への連絡方法を子供にも教えておく。（※分かりやすく電話機前に貼り付けておく等の措置）
- ・ 子供の所在地を常時把握しておく。
- ・ 特に次の事項について徹底する。
 - ★子供と常に連絡が取れるようにしておく。
 - ★極力単独行動を行わせない。
 - ★見知らぬ人に声をかけられた場合、如何なる場所・状況でも相手にしないようにさせる。

4. 自宅を離れる場合

- ・留守中である旨の表示をしない。
- ・玄関付近の置物等に鍵を隠さない。
(※鍵は常に携行する。)
- ・信頼できる知人に家を留守にすることについて知らせておく。
- ・旅行に行く際は、到着した事を信頼できる知人に伝える。
- ・信頼できる知人に家の点検等を依頼する。
(※玄関周り，外部に面する窓，車両等の点検)

5. 電話に関する警戒

- ・非常用の電話番号（警察，消防，病院，大使館）を記録，携行する。
(※短縮ダイヤル等があれば利用する。)
- ・かかってきた電話に対して，間違い電話として相手から確認を求められた場合にも，電話番号や名前を答えない。代わりに，相手がかけた先の電話番号，名前を言わせてから，「間違いです。」と指摘する。
(※間違い電話を装い情報の収集を行っている場合もある。)
- ・脅迫電話がある場合には事後に備えて録音するなどしておく。
(※脅迫犯人特定の証拠品になる。)

6. 郵便物及び小包等の対策

- ・不審物発見時の三原則を守る。
 - ★近づかない
 - ★触らない
 - ★動かさない
- ・怪しいと感じる郵便物及び小包等は，開封しない。梱包テープ，紐及びその他ラッピング資材も，切断しない。
- ・怪しい郵便物及び小包等は，直ちに警察に通報すると共に，大使館に連絡する。

～怪しい郵便物とは～

- 差し出し場所が，いつもと異なる，或いは見知らぬ場所からである。
- 差出人が不明である（氏名・住所が記載されていない）。
- 郵便料金が法外に高い。

- 異常に大きい（小さい）物である。
- 包装紙にオイルやシミがある。
- ワイヤーや紐がはみ出している，或いは取り付けてある。
- パッケージやラベルに間違っただスペルや文字が書かれてある。
- 差出人住所と実際の差出場所が異なっている。
- 住所，氏名等が雑誌等の印刷物を切り貼りされた物である。
- 異常に重い・バランスがおかしく，或いは均等でない外見，形状である。

7. 外出時の安全対策

(1) 一般防犯

当地では特に都市部において，強盗事件が頻発しています。中でも路上強盗や銀行で現金を引き出した者の後をつけ，その現金を奪う，サカピントスと呼ばれる強盗が主です。特に金融機関等を利用する場合は，常に周囲の状況や，自分に向けられる視線に気を配ってください。万一，強盗に襲われた際は，原則として抵抗はしないで下さい。

また，高額な現金を所持する際は，警察（9 1 1）に警備依頼も可能です。

(2) 公共交通機関

バス，トロリー等を利用する場合は，十分に警戒して下さい。

- ・バス車内では混雑に乗じてスリや置き引きが多く発生しているので所持品に十分注意する。
- ・出来る限りグループ行動を行う。
- ・危険な地域や集会・デモ等が行われる可能性のある地域を経由するバス等を利用しない。
- ・服装や所持品など目立たないように配慮する。

(3) 長距離バス

深夜長距離バスは，乗客を装った強盗が道中でバスを襲い，金品を強奪する事件が発生している。複数の邦人が被害に遭っており，重傷事案も発生している。昼間帯の長距離バスは，深夜よりも比較的安全であるが，同様の強盗事件は発生している。長距離バスを利用する際は，以下の点に十分注意し，交通事故，犯罪被害に備え，また，深夜便の利用は極力避ける。

- ・ 交通事故に備える。

事故に備え，シートベルトを正しく装着するとともに，非常口の位置を確

認し、万が一の事態が発生した際は速やかに避難できるようにしておく。

- ・ 強盗に遭った際は逆らわず、犯人に従う。

強盗に遭った際は決して逆らわない。抵抗等を試みると、犯人が逆上し、さらなる攻撃を受ける恐れがある。

- ・ バス車内、バスターミナル、停留所におけるスリ、置き引きに注意する。
バス車内では、網棚に荷物を置く、足下や膝上に荷物を置いたまま眠る等の行為は、スリ・置き引きの犯行の対象となる。また、バスの係員を装い、荷物を移動するよう指示をした後に、隙を見て金品を抜き取る手口が多発している。

バスターミナルや停留所では、バス側面の荷物入れに預けた荷物を持ち去る事件が発生しているため、バスが停車した際、預けた荷物が他人に取り出されていないか確認する。

また、バス車内、ターミナル、停留所において、ポケットに入れておいた金品をスリ盗られる被害や、リュックやウエストポーチを刃物で切られて、中身を抜き盗られる被害が発生しているため、注意する。

- ・ 国境を通過する際には確実に出入国の手続きを行う。

長距離バスによっては、出入国管理局を通らないルートを利用して国境を運行しており、その結果、正規の出入国手続きを行わずに国境を越えたために、警察に拘束される、罰金を課される等のトラブルが発生している旨の報告がある。国境を通過する長距離バスを利用する際には、乗車する前に出入国管理局を通過するかどうかを確認し、出入国手続きを確実にを行う。

(4) タクシー

タクシー乗車中の短時間誘拐などが発生しているため、以下の点に注意し利用する。

- ・ 「流し」のタクシーは極力利用しない。

正規のタクシーであっても、道路を通行中の空車タクシーを呼び止めて利用しない。これらは、乗務員の人定等を確認しにくい。運転手が強盗等と共犯であるケースもあり、移動中に運転手が共犯者と連絡を取り合い、途中で犯人がタクシーに乗り込んで強盗・短時間被害に遭うケースが頻発している。

- ・ 無線タクシーを利用する。

無線タクシーは、ホテルやレストランに頼めば通常速やかに手配される上、タクシー会社が、どの客にどの車両を手配したのかを記録しているため、比較的安全である。タクシー会社から、手配した車両の特徴を聴取し、車両が到着した時に、車両の特徴、タクシー会社の名前、(その車両を呼んだ)客の名前(自分の名前)を確認してから、乗車する。

- ・ 空港に駐留しているタクシーを利用する。
各空港のゲート内に駐留しているタクシー会社は、運転手を含めて、当局から事前に認可を受けて営業しているため、比較的安全である。
- ・ タクシーに乗車後は、運転手にも要望し、必ずドアロックをする。信号待ち等で停車中に、開放された窓から手を差し入れられ、操作中の携帯電話や所持品を強奪される事件が発生しているため、窓の開放は3 cm程度に留める。
- ・ 運転手による加害行為や外部からの犯罪被害に備え、車内に設置されている非常押しボタン装置の場所を確認しておく。また、車内で寝たり、携帯電話等の操作に熱中せず、常に周囲の状況に注意する。

※正規タクシーの見分け方

乗車前に以下を確認する。

- ・ 車両が黄色であること。
- ・ ナンバープレートがオレンジ色（又は白色プレートで上部が帯状にオレンジ色）である。
- ・ 前後のガラス窓、運転席及び助手席のドア部分に登録証が貼付してある。
- ・ 車両後部ドア部分にタクシー会社の社名及び電話番号の記載がある。



※空港タクシー（キトの空港タクシーの場合）



- ・ 車体横に飛行機マークと番号の書かれたステッカーが貼付されている。
- ・ 車体に番号と「COOPERATIVA DE TAXIS AEROPUERTO MARISCAL SUCRE TERMINAL AERO SERVICIOS」と書かれたステッカーが貼付されている。
- ・ 車体横に「COOPERATIVA AEROPUERTO MARISCAL SUCRE」と表示されている。

(5) 自家用車等

- ・ ドア等に社名、電話及び住所は明示しない。
- ・ 車内に、盗難の対象となり得る物を放置しない。
（※現金・貴金属、サングラス、高価な電気製品、鞆、ゴルフバッグ等）
- ・ 運転中も助手席上に鞆等が置かれていることが外部から見通せる状態は避け、鞆等は、座席下や足下に置くようにする。
- ・ 車両の状態を常に把握しておく。
 - ★良好な整備状態（タイヤを含む。）を保持する。
 - ★燃料タンクは少なくとも半分以上に保つ。

ア 駐車場

- ・ 車両ドアをロックする。
- ・ 路上駐車は極力避ける。
（※路上駐車中の被害が多い。）
- ・ 車外に出る場合には周囲の安全性を確認する。
（※降車時を狙った車両強盗）
- ・ ドアを開けたまま、あるいはロックしないまま、その場を離れない。
（※数秒であっても必ずロックする。）
- ・ 車の乗り降りは、目的場所の直近で行う。

イ 移動時

- ・ 建物を出て車に乗り込む前に不審な兆候等がないか周辺の状態を確認する。
（※不審者はいないか、不審物件はないか。）
- ・ 可能な限り往復の経路を変える。

(※待ち伏せ等の可能性も十分あり得る。)

- ・夜遅くの移動は避ける。
- ・同伴者と一緒に行動する。
- ・隔離された道路，暗い裏通りは，極力避ける。
- ・シートベルトの着用，ドアロックの励行，及び窓の全閉を習慣化する。

(※窓の隙間から盗難等の被害)

- ・停車時，車両が取り囲まれることを想定して，前方の車両とは最低でも3メートル程度の車間距離（前方車両後部タイヤの接地面が運転席から見えるくらいの距離）を保って停車する。

～車両乗車中に攻撃された場合には？～

- 無抵抗を原則とするが，周囲に助けを求められる状況であればクラクションを鳴らし続ける。
- 追跡者と自車の間に他の車両を入れ込むようにする。
- 最寄りの人目の多い場所へ避難する。

8. デモ等抗議活動

2019年10月にはエクアドル全国で大規模な反政府抗議活動が発生しました（同月中に収束）。デモや不測の事態に巻き込まれないよう，以下の安全対策を心掛けてください。

- (1) 報道等で最新情報の入手に努める。政府から外出禁止令や特令等が布告された場合は，その内容を遵守する。
- (2) デモ等が実施された場合は近づかず，デモ等に遭遇した場合は速やかにその場から離れる。
- (3) 普段は比較的安全と思われる場所でも注意を怠らない。

9. 万が一、誘拐、強盗の被害者となった場合の対処方法

過去発生したテロ事案・誘拐事案等の被害者の多くが，「まさか自分が」と感じたと話しています。全く関係ないと思わず，「仮に遭遇したら」とイメージトレーニングを行うことが大切です。

・誘拐・強盗の被害者になった時の心構え3箇条

- ①絶対に抵抗しない（犯人は目視している人数とは限らない）
- ②相手の顔を直視しない（顔を覚えたときと捉えられる）
- ③犯人に無断でポケットやバックに手を入れない（抵抗、または外部と連絡する意思有りと捉えられる）

【ハイジャックにあった場合の措置】

- ・落ち着いて静かにしている。
- ・ハイジャッカーに対して丁寧に応じ、反抗しない。
- ・ハイジャッカーの一部が人質のふりをして客を監視していることがあるので、これにも注意する。
- ・急激な体の動き、言動、敵対的態度を示すことによって自分自身にテロリストの注意を向けさせない。
- ・もし許されれば、読書、睡眠、書くことなどに自分の時間をあてる。
（※精神的、肉体的に十分な備えをする。）
- ・犯人の数、身体的特徴、言葉のなまりや癖等を極力正確に記憶する。
（※解放後に犯人逮捕の一助となる。）

10. テロ（襲撃事案）に遭遇したら

（1）攻撃を受けた場合の対応

- ・物陰等に飛び込んで隠れる。走らない。
（※走って逃げ回る方が、目立って目標とされやすい。また、銃弾・爆発物等の破片が致命的臓器や頭部に命中する確率が高い。）
- ・どうしてもその場から動かなければならない場合には、身を低くして動く利用できるもので自分を覆うように措置する。
- ・治安関係者と攻撃者（テロリスト）とを識別できるようにする。必要性和安全を確認するまでは、とにかく伏せている。

（2）見る・逃げる・隠れる・待つ

【見る】

銃声、爆発音などが聞こえたら、即座にその場で身を低くし物陰に隠れて状況を確認する。

襲撃犯に向かって正対・直立するいわゆる棒立ち状態が最も危険な状態である。銃弾、爆風、飛散物を受ける危険性がある範囲を狭めるために、異常を感じたらすぐに身を低くする。また、可能であれば身を隠しながら音のした方向を見て、何が起きたのかを迅速に把握する。

【逃げる】

時間的・距離的余裕がある場合は、直ちに現場離脱する。

襲撃事案は銃火器を用いて複数で敢行されることが多く、大量の被害を出してしまうことがあり、犯人に発見された場合は危害を加えられるか人質にされてしまう場合が多い。

異常を察知した時点で対象から逃げられる距離や時間があれば、直ちに現場から離れる。

ただし、逃げる際もできるだけ身を低くして相手の攻撃を受けにくくする。

【隠れる】

現場から離れる余裕がない場合は机や棚などの遮蔽物に身を隠す。

逃げ切ることができないと判断した場合は、銃弾、飛散物、爆風、犯人による発見などをかわすため身を低くして、すぐに近くの机や棚などに隠れる。異常発生時に、異常発生場所とは別の室内にいて、他方直ちに逃走することができない場合は、直ちに部屋の電気を消して出入口の鍵を閉め、携帯電話の着信音を切るとともに、警察に通報する。

【待つ】

人質となってしまった場合は、絶対に抵抗せずに救護を待つ。

犯人はその状況で可能な最大限の武装をして襲撃を敢行する。万一人質になってしまった場合に犯人に抵抗することは極めて危険である。また、犯人に捕えられている間は、警察や軍などの救助部隊の突入時にどういう経路で逃げるか、あるいは救助部隊と犯人との銃撃戦を回避しながら逃走できる経路はどこか、といったことをイメージしつつ、心の準備をしておく。

11. 自然災害対策

(1) エクアドルは火山活動が活発で地震が多発する国

エクアドルには国内数カ所に噴火中の活火山が存在しており、火山灰の降灰による農作物や健康への被害のほか、冠雪や雨が岩石等と大量に流れ出す火山泥流への警戒も必要である。さらに、地震についても、国内の各地で毎日のように地震が発生している。平成28年には沿岸北西部を震源とする大地震（最大M7.8）により、多数の死傷者が発生している。

(2) 火山活動対策

ア 平素からの情報収集

火山噴火は多くの場合事前の兆候が見られる。滞在中は報道等の各情報を収集し、特異動向に注意する。

イ 「災害グッズ」の準備

火山灰が降下すると、皮膚が炎症を起こし、目の中に入ることによって外出が不可能となってしまうことがある。また、スーパーマーケットなどの物資が急速に売り切れてしまうことが予測される。

○ゴーグル

○マスク（工事・作業等で使用される厚手の物）

○飲料水

○缶詰や乾き物（ビスケット、菓子類）などの食料品

等といった「災害グッズ」を平素から備蓄し、有事に活用できるように準備する。

(3) 地震に対する心構え

地震が発生した際は、交通が麻痺したり、通信網が遮断されたり、街灯で集団心理によるパニックが発生したりすることが考えられる。

地震が発生した時に備え、平素から家族や知人等と有事の集合場所を決めておく。

また、地震発生時には、エレベーターを使用しない。階段を使用する（エレベーターを使用すると、閉じ込めや、閉じ込め後の火災へ巻き込まれる危険性がある。）。建物の看板等が地震により外れることもあるので、安易に建物の直近を通行しない。

地震発生時は平常心を保つことが最も重要となる。慌てず落ち着いた行動をとるよう心掛ける。また、会社や学校等で引率要員がいる場合は、指示に従うことを原則とする。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の心構えと準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留邦人の方は在留届を必ず提出して下さい。また、記載事項に変更が生じた場合及び帰国を含む他国への転出の際にも、その旨連絡して下さい。

※在留届へメールアドレスを記載いただければ、大使館から治安等に関するメールをお届けします。なるべく多くの連絡先を当大使館に提供いただくことで、有事の際に連絡が繋がる可能性が高まります。

イ 当大使館（各都市日本人会，邦人会等）では，緊急連絡網を作成しています。緊急連絡網に誤りがある場合，または引越しや転勤で電話番号等に変更があった場合には，速やかに当大使館及び御関係の日本人会等に連絡して下さい。また，緊急連絡網に基づく連絡は誰から来て誰に繋ぐのかなど，平素から確認しておいて下さい。

ウ 緊急事態はいつでも起こり得ます。予めそのような場合の家族間，企業等の所属組織内での緊急連絡先について決めておいて下さい。また，お互いにその所存を極力明確にしておくことが大切です。更に，緊急事態の発生を想定した避難訓練，電話伝達訓練を行うことは，極めて有効です。効果的な訓練の実施計画に関することなども，必要あれば当大使館にお問い合わせ下さい。

エ 緊急事態が発生した場合，当大使館より緊急連絡網を通じて関連情報を提供するとともに必要な勧告を行います。電話回線等が使用できない場合には，当大使館備え付けのFM無線機から，あるいはNHK海外放送により，必要な連絡を行うことがありますので，FM及び短波受信機を平素から準備しておいて下さい。

それぞれ，以下のとおりです。

○FM無線周波数：88.9MHz

放送時間：午前9時から午後8時のそれぞれ正時から15分間が原則。変更がある場合は，放送にてお知らせします。大使館を中心に半径約5Km程度の範囲で受信可能です。

○NHK海外放送

※ インターネット「NHKワールド・ラジオ日本」のホームページからも視聴可能です。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>

日本語	周波数表		
放送時刻 (日本時間)	放送時間 (エクアドル時間)	UTC (協定世界時間)	周波数 (KHZ)
17:00~19:00	3:00~5:00	8:00~10:00	12015

スペイン語	周波数表		
-------	------	--	--

放送時刻 (日本時間)	放送時間 (エクアドル時間)	UTC (協定世界時間)	周波数 (KHZ)
13:00~13:30	23:00~23:30	4:00~4:30	4040
18:30~19:00	4:30~5:00	9:30~10:00	4040

※4MHz(メガヘルツ)=4000KHZ(キロヘルツ)から21MHz(メガヘルツ)=21000KHZ(キロヘルツ)の周波数帯が受信できる、国際放送対応のラジオをご用意下さい。国内向け短波放送用のラジオでは、受信できる周波数の範囲が狭く(3.9MHz~12MHz)、受信には不向きです。また、周波数が数字で表示されるデジタルタイプの機種をお勧めします。

受信に当たり次の点にご注意願います。

- ・鉄筋コンクリートの建物内で受信困難な場合、小型の短波ラジオでも、窓を開けてアンテナを外に出すと多少改善されます。
- ・室内で、ADSLのモデム回線がオンになっていると雑音(ガー)が入り、受信できません。

(2) 一時避難場所及び指定避難場所

ア 一時避難場所の検討

大規模な自然災害、または内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれることのないように、常に情勢の変化に注意を払い情報を収集し、危険な場所には決して近づかないようにして下さい。また、予め緊急事態が発生した場合を想定して、平素から一時的な避難場所を検討しておくことが大切です。

イ 指定避難場所

緊急事態の状況に応じて当大使館より指定避難場所への集結を勧告することがあります。キト及びグアヤキルのそれぞれについて、当大使館が指定する基本的な避難場所は次の通りです。その所在地の確認及びそこに至る道順につき幾つかの事態を想定して、予め検討しておいて下さい。

○在エクアドル日本国大使館事務所

Av.Amazonas N39-123 y Jose Arizaga

Edif. Amazonas Plaza 11-Piso, Quito

電話番号 02-2278-700

FAX番号 02-2449-399

○在エクアドル日本国大使館公邸

Hidalgo de Pinto N42-183 y Los Cabildos, Quito

電話番号 02-2449-400

(3) 携行品及び非常用物資の準備

- ア 旅券、現金等最低限必要な物は、直ちに持ち出せるよう予め準備保管しておいて下さい。
- イ 緊急事態が発生した場合、一定期間自宅で待機しなければならないこともありますので、予め家族全員が10日間程度生活できる量の非常用食糧、飲料水、医薬品、燃料等を準備しておいて下さい。
- ウ 予め準備しておくべきチェック・リストは、別添の通りです。

2. 緊急事態発生時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生、または発生する恐れがある場合、当大使館は邦人の安全を確保するため所要の情報収集、情勢判断及び対策策定を行い、緊急連絡網を通じて随時連絡を行います。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群衆心理に巻き込まれないよう注意して下さい。

(2) 情勢の把握

平素から現地、海外、衛星の放送等を通じた報道に注意して情勢の把握に心掛けて下さい。

(3) 当大使館への連絡

- ・ 各人が遭遇した現場の状況のうち多くの方と共有する必要性があり得ると思われる点は、積極的に随時当大使館に連絡して下さい。
- ・ 特に、邦人及びその関係者の生命、身体、財産等に危害が及びあるいは及ぶ恐れがある場合には、迅速かつ具体的に、その状況を当大使館まで連絡して下さい。
- ・ 緊急事態が発生した場合、互いに助け合っ事態に対処していくことが大切です。当大使館より邦人の方々に種々の助力をお願いすることもあり得ますので、可能なご協力をお願いします。

(4) 国外への退避

- ・ 事態の悪化に伴い各人又は所属する会社等の判断により日本に帰国、あるいは第三国に退避する場合、その旨を当大使館へ連絡して下さい。なお、当大使館への連絡が困難な場合には、日本の外務省へ連絡するよう努めて下さい。

○日本国外務省 代表電話番号 (0081) 3-3580-3311
海外邦人安全課 (0081) 3-5501-8160
邦人テロ対策室 (0081) 3-5501-8165

- ・当大使館より「避難勧告」が発出された場合、船舶あるいは飛行機の一般商業便が運航している間は、これら一般商業便を利用して可能な限り早急に国外に退避して下さい。また、一般商業便が欠航した場合には、臨時便あるいはチャーター便の活用、状況によっては陸路での退避も必要となってきますので、当大使館の勧告に従うようにして下さい。
- ・事態の切迫に伴い当大使館より退避又は避難のための集結が勧告された場合、前記1.(2)イで指定されている避難場所等への集結を基本として下さい。その際には、しばらくの間指定避難場所で待機する事態も予想されますので、可能であれば前記1.(3)イの非常用物資を持参して下さい。同時に、避難時には事故及びその家族の生命、身体的安全を第一に考え、その他の携行品は必要最小限度にして下さい。なお、必要性、可能性に応じて指定避難場所への交通手段を当大使館が手配することもあります。
- ・大使館では、国外に退避する場合には、事態の状況に応じて次の都市に空路にて退避することとしています。

アトランタ（米国）、ボゴタ（コロンビア）、リマ（ペルー）

緊急事態に備えてのチェック・リスト

1. 旅券及び証明書類

旅券は、常時6ヶ月以上の残存有効期間があるよう心がけて下さい。残存有効期間が6ヶ月になった場合には、再発給の申請手続きをして下さい。また、旅券の最終頁の「所持人記載欄」には漏れなく記入するとともに、併せて血液型を記入しておくことをお勧めします。旅券は、外国人登録証明書、身分証明書等と共に、いつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。

2. 現金、クレジットカード

旅券同様直ちに持ち出せるよう、準備保管しておいてください。なお、現金は自己及びその家族が最低限度10日間生活できる程度の金額を用意しておくことをお勧めします。

3. 自動車の整備

- (1) 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心がけて下さい。
- (2) 燃料は常に、少なくとも半分以上入っているようにしておいて下さい。
- (3) 車には、スペアタイヤに加えて、法で定められた消火器、三角表示版、医薬品の他、懐中電灯、地図、水、ティッシュ等を備えておいて下さい。
- (4) 自動車をお持ちでない方は、近くに住んでいる自動車をお持ちの方と平素から連絡を取り、必要な場合には同乗できるよう相談しておくことをお勧めします。

4. 携行品の準備

指定避難場所等へ避難する事態を想定して、次の携行品を予め準備するとともに、直ちに持ち出せる状態にしておいて下さい。

- (1) 衣類
綿素材の長袖シャツ、長ズボン等、行動に便利で吸湿性、耐暑性に富み、ことさら人目を引くような華美なものでないもの
- (2) 履物
行動に便利で靴底が平らで厚く頑丈なもの
- (3) 洗面用具
石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル
- (4) 非常用食糧
しばらくの間自宅等で待機する事態を想定して、穀物類、調味料、インスタント食品、缶詰等の保存食品及び飲料水を家族全員が10日間程度生

活できる量を予め準備しておいて下さい。なお、自宅から指定避難場所等へ避難する場合、インスタント食品、保存食品及び飲料水を入れた水筒を携行して下さい。

(5) 医薬品

家庭用常備薬、殺菌用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏

(6) ラジオ

NHK 海外放送、BBC、VOA 等の短波及びFM放送が受信できる電池使用のもの

(7) その他

懐中電灯、携行型発電機、電池、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾、寝袋、携帯電話充電バッテリー等

IV 最後に

エクアドルでの生活に慣れるのはもちろん良い事ですが、安全対策に慣れを持ち込んで、いけません。当地に到着した時の緊張感を持ち続けることが大切です。また、「自分自身の安全は自分自身で」という安全の大原則も忘れないようにして下さい。

被害を未然に防げるように、悲しい思いをする人が一人も出ないように、日頃の注意をお願いします。

そのために、大使館は、各種事前対策を講じるとともに、必要な情報をお届けします。皆様方からの、御自身にとっての、また日本社会全体にとっての御協力も、引き続き、よろしくお願いいたします。

2018年には、日本エクアドル外交関係樹立100周年を迎えています。邦人社会全体で助け合って、今後とも安全・安心を守り続けていきましょう。